

三重県熊野庁舎ポスター広告掲出要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県熊野庁舎における民間企業等のポスター掲出による広告を適正に行うため、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲出の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲出位置、掲出枠数、規格等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類 ポスター広告
- (2) 広告の掲出位置 熊野庁舎内で県が指定する位置
- (3) 掲出枠数 2枠
- (4) 規格 縦1,500mm×横1,100mm以内(県が設置するポスターボード)

(広告の掲載基準)

第3条 要綱第3条第4項に規定する広告掲載基準については、別紙「三重県熊野庁舎ポスター広告掲出基準」のとおりとする。

(広告の掲出期間)

第4条 要綱第5条に規定する広告の掲出の期間は、県における一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内とし、1か月単位（月初日から月末日までを一単位とする。）とする。ただし、掲出の期間初日（月初日）が日曜日、祝日その他の休日に当たる場合は、広告の掲出を開始することが出来ない。また、期間の末日（月末日）が日曜日、祝日その他の休日に当たる場合であっても、期間はその日に満了する。

(広告の募集)

第5条 要綱第6条の規定による広告の募集は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、原則として三重県ホームページに募集する旨を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 広告の掲載を希望する者は、三重県熊野庁舎ポスター広告掲出申込書兼誓約書（様式第1号）により県に申し込むものとする。
- (3) 広告の掲載を希望する者がいない場合、又は掲出枠数に空きがあるときは、随時募集を行うものとする。

(広告掲出の決定及び承諾)

- 第6条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、速やかに第14条に規定する三重県熊野庁舎広告掲出審査会を開催し、その審査結果を参酌して、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲出を決定する。
- 2 前項の場合において、同じ順位の場合は、県に納入される広告掲出料が高いものを優先して決定する。
 - 3 第1項の場合において、申込者1者から複数の掲出枠への掲出申込みがあった場合には、県は、申込者1者につき掲出枠数1枠として、要綱第7条第1項及び前項に規定する順位により広告掲出を決定し、なお掲出枠数に空きがあるときに、要綱第7条第1項及び前項に規定する順位により申込者1者につき掲出枠2枠目への掲出の決定を行うものとする。
 - 4 県は、前条の規定による申込みがあったときは、関係機関に対して、申込者が要綱、この要領及び三重県熊野庁舎ポスター広告掲出基準に抵触するものでないか確認を行うものとする。
 - 5 県は、第1項の規定により決定したときは、三重県熊野庁舎ポスター広告掲出(不掲出) 通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。
 - 6 広告掲出の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、県が指定する期限までに、三重県熊野庁舎ポスター広告掲出承諾書(様式第3号)を県に提出するものとする。

(広告掲出料)

- 第7条 広告掲出料は、1枠当たり月額3,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。
- 2 県は、次のいずれかに該当する場合に限り、次項の規定により広告掲出料を日割計算とする。
 - (1) 県の事情によりやむを得ず掲出することができない期間があらかじめ判明している場合。
 - (2) 次条第1項に該当する場合は、その規定により日割計算とする。
 - 3 広告掲出料を日割計算とする場合においては、掲出する1か月の日数にかかわらず、第1項の金額を30で除して計算する。この場合において、1円未満の端数があるときは、当該端数部分を切り捨てる。ただし、掲出しない期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。
 - 4 広告主は、前各項(第2項第3号を除く。)の規定による広告掲出料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。ただし、4月から掲出する場合で、紀南地域活性化局地域活性化防災室長が認めるときは、4月の県が指定した日までに、一括して納付するものとする。

(広告掲出料の返還)

第8条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲出期間において当該広告を掲出しなかったときは、掲出しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲出料に基づき、前条第2項及び第3項の規定により日割計算として算出した金額を広告主に返還する。

2 県は、要綱第8条第2項の規定により広告掲出を取り消した場合において、既に広告掲出料が納付されているときは、納付済みの広告掲出料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲出料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する1か月の次の1か月以降に係る広告掲出料を返還する。

3 県は、要綱第9条の規定による広告掲出の取下げを受理した場合において、既に広告掲出料が納付されているときは、納付済みの広告掲出料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲出料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する1か月の次の1か月以降に係る広告掲出料を返還する。

4 広告掲出料の返還は、広告主が県に返還の請求書を提出した後に、県が広告主に対して行う。

5 返還する広告掲出料には、利子を付さない。

6 広告掲出料の返還その他広告掲出に係る債権は、第三者に譲渡することができない。

(広告原稿の作成)

第9条 広告主は、原則として広告掲出開始日から起算して10日前までの県の指定する日までに、広告原稿を県の指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿には、広告を見た人が広告主及び広告対象事業の実施主体に連絡を取ることができるよう、連絡先を明記するものとする。

3 広告原稿の作成又は修正に要する経費は、広告主が負担するものとする。

4 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、本条第2項若しくは第13条又は要綱第3条の規定に違反若しくは抵触すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

5 県は、広告原稿の内容が、過去に県が承認したものと同種のものであっても、社会情勢の変化その他の理由により、広告主に修正を求めるべき場合には、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の掲出及び撤去)

第10条 広告の掲出及び撤去に関する作業は、原則として広告主が行う。ただし、協議の結果、県が行うこともできることとする。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告の掲出期間が複数月にわたる場合は、県にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位（月初日から月末日までを一単位とする単位をいう。）で変更することができるものとする。この場合において、前条の規定を準用する。

(危険負担)

第12条 掲出中の広告の損傷又は滅失によって生じた費用又は損失は、広告主が負担するものとする。この場合において、広告主は、県に対し損失補償又は広告掲出料減額の請求をしないものとする。

2 掲出中の広告が損傷又は滅失した場合は、広告主が費用を負担し補修又は取替えを行うものとする。

3 前2項の規定は、第8条第1項による広告掲出料の返還を妨げない。

4 広告主が掲出を取りやめるときは、第2項の規定は適用しない。

5 第1項の規定にかかわらず、広告主が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の消費者に該当する場合には、第8条第1項の規定による返還のほか、1か月分の広告掲出料から第8条第1項の規定による返還の額を控除した額を上限として、広告掲出料を返還する。

6 ポスターボードが損傷又は滅失し、代替のポスターボードを県が用意することができないとき、その他広告掲出の債務を県が履行することができないときは、広告主が消費者契約法第2条第1項の消費者であるか否かにかかわらず、前項の規定を準用する。

7 前2項の規定による返還には、第8条第4項及び第5項の規定を適用する。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(審査会)

第14条 要綱第11条の規定により、ポスター広告の可否を審査するため、三重県熊野庁舎広告掲出審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって構成する。
- 3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 審査会の会議及び審査の方法は、委員がデータベースシステムに意見を入力することで代えるものとし、委員全員が入力することで成立する。
- 6 審査会の議事は、出席又はデータベースシステムに入力した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議を開くことができ、関係者の出席を求め、又はその他の方法により、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(事務局)

第15条 審査会の事務局は、三重県紀南地域活性化局地域活性化防災室総務課に置く。

(県における専決者)

第16条 第6条第1項に規定する広告掲出の決定その他の三重県熊野庁舎ポスター広告に係る県としての判断は、三重県事務決裁及び委任規則（平成14年三重県規則第36号。以下この条において「規則」という。）の定めるところにより行い、規則における専決者としての地域機関の長の職務は、三重県紀南地域活性化局地域活性化防災室長が担う。

(協議)

第17条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(専属的合意管轄)

第18条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この要領は、平成29年6月26日から施行する。

別表（第14条関係） 三重県熊野庁舎広告掲出審査会委員

委員長	紀南地域活性化局 地域活性化防災室長
委員	紀南地域活性化局 地域活性化防災室 県民防災課長
	紀南地域活性化局 地域活性化防災室 総務課長
	熊野保健所 保健衛生室 総務企画課長
	熊野農林事務所 総務企画室 総務企画課長
	熊野建設事務所 総務・管理・建築室 総務課長